

議案第40号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月26日提出

朝来市長 多次 勝 昭

1 財産（建物）の表示

別紙のとおり

2 無償譲渡の相手方

別紙のとおり

3 無償譲渡の条件

無償譲渡の相手方において、無償譲渡後も引き続き、区集会所の用に供するものとする。

提案理由要旨

行政経営の効率化及び地域の自主的な活動の活性化を図るため、財産（建物）を現在の指定管理者である末歳区及び和賀区に無償で譲渡しようとするものです。

(別紙)

番号	財産（建物）の表示	無償譲渡の相手方
1	朝来市末歳集会所 所在 朝来市山東町末歳273 番地 2 構造 木造平屋建 床面積 233.49平方メートル	朝来市山東町末歳 [REDACTED] 末歳区 末歳区長 [REDACTED]
2	朝来市和賀集会所 所在 朝来市山東町和賀906 番地 構造 木造平屋建 床面積 196.48平方メートル	朝来市山東町和賀 [REDACTED] 和賀区 和賀区長 [REDACTED]